

平成 30 年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
(特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業)
成果報告書

実施機関名 (大阪府教育委員会)

1. 問題意識・提案背景

大阪府では、すべての幼児・児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に、一人ひとりの障害の状況に応じた教育を進めてきた。平成 25 年 3 月に策定した大阪府教育振興基本計画では、基本方針の一つに「障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援」を掲げ、さまざまな事業を通じてその実現に取り組んでいる。

国においては、平成 29 年公示の新学習指導要領総則に、「各学校においては、児童（生徒）や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと」が明示された。

学校現場では、障害のある子供だけでなく、外国にルーツのある子供や、虐待、貧困等の対応に加え、暴力行為や不登校等の生徒指導上の課題も増加、また、低年齢化しており、これまで以上に、福祉をはじめ関係機関等と連携しながら、チームとして対応する学校力が必要となっている。

このような中、府内の小・中学校を見てみると、教職員の平均年齢は、ここ 10 年間で約 7 歳下がりに、30 代後半となっており、20 代、30 代の教職員の割合は小学校で約 7 割、中学校で約 6 割を占める状況である。さらには学校経営においてリーダーシップが求められる管理職においても世代交代が進んでいる。多様化する教育課題にチームとして対応するためには、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営が不可欠であり、それをどのように構築し、機能させていくかは喫緊の課題といえる。

2. 目的・目標

- (1) 学校経営スーパーバイザーの派遣による指定校教職員の専門性向上
 - ア. 校内研修の実施等による教職員の特別支援教育に関する理解促進
 - イ. 児童生徒の実態把握に基づく支援方法の検討
- (2) 特別支援教育の視点を生かした授業づくり・集団づくりの推進
 - ア. 合理的配慮の検討と基礎的環境整備の充実に向けた取組推進
 - イ. 校内研究授業の実施
- (3) 特別支援教育コーディネーターの育成と校内支援体制の整備
 - ア. 校長による指名と学校経営スーパーバイザーによる指導・助言
 - イ. 事業運営委員会の中心として校内外の連携、調整
 - ウ. 組織的な特別支援体制構築に向けた校内組織の見直し
- (4) 特別支援教育の視点を生かした生徒指導の充実
 - ア. 校内生活（生徒）指導担当者の事業運営委員会への参加

- イ. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーからの専門的助言
- (5) 再委託を行った3市との連携と成果発信
 - ア. 年間2回の事業連携協議会（府主催）による情報共有
 - イ. 事業趣旨を府内に発信するための「シンポジウム」の実施

3. 主な成果

- (1) 特別支援教育コーディネーターの育成と校内支援体制の整備
 - ア. 年度当初、「特別支援教育コーディネーター」の位置づけや役割、校内支援体制図を校長から視覚的に示した。「気づき」から「支援の実施」に至るまでの流れが「見える化」されたことで、教員同士の共通理解が進み「まとまりのある教員集団」となった。
 - イ. これまで「特別支援教育コーディネーター」の人数が少なく、仕事が集中し、各分掌の相互交流が不十分であったことから、「特別支援教育コーディネーター」を通級指導教室担当・特別支援学級担任2名・通常の学級担任2名の5名体制とし、様々な立場から校内の支援体制を検討した。
 - ウ. 組織的な支援体制構築に向け、校内組織の見直しを行った。（資料1参照）ミドルリーダーを各部会のまとめ役にし、新たに推進委員会を立ち上げた。各部会や学年会等で教員が自分の意見を表明する機会を多く設定し、それらを吸い上げることのできるボトムアップの組織への転換を図ることで、主体的・能動的に動く教職員集団となった。
- (2) 学校経営スーパーバイザーの派遣による教職員の専門性向上
 - ア. 学校経営スーパーバイザーの助言のもと、児童の実態把握のために「学習及び行動のチェックシート」「アセスメントシート」等を作成し、校内支援委員会にて支援方法の検討を行うことができた。チェックシート等を活用することで課題が明確となり、教員が支援方法を検討する際、集計結果等のデータを基により具体的に考えることができた。また、焦点が絞られることで会議時間の短縮につながった。
 - イ. チェックリスト等を用いて児童の実態を把握する過程で、各教員が項目ごとに児童の現状を分析する必要があるため、経験が浅い教員も多面的に児童を観る視点を持つことができた。
 - ウ. 教員や児童へのアンケートを通して、学校全体での取組みの進捗状況を把握するとともに、教員の意識向上を図ることができた。
- (3) 特別支援教育の視点を生かした授業づくり・集団づくりの推進
 - ア. 基礎として「学校全体で取り組むこと」、次に実態や傾向に沿って「学年や学級で取り組むこと」、そして、個々の状況に応じて「個別に対応すること」の支援体制の三段構造（資料5参照）を意識した取り組みを推進。土台になる部分として学校全体で取り組むべき「〇〇小スタンダード」と「チェックリスト」を作成した。さらに、児童のアセスメントによって浮かび上がった「学年ごとの特色・傾向」に対し「学年スタンダード」を作成した。ここまでのいわゆる「基礎的環境整備」であり、さらなる支援が必要な児童に対しては「合理的配慮」となる「個に応じた支援」を提供した。
 - イ. 学校経営スーパーバイザーからの指導・助言を得て、「どの子もわかる・できる授業」をテーマに各学年で研究授業を実施。広く府内に公開することができた。
- (4) 特別支援教育の視点を生かした生徒指導の充実
 - ア. 生徒指導担当者が「特別支援教育コーディネーター」を兼ね、推進委員会へ参加することや、いじめ・不登校対策委員会と連携させることで、生徒指導に特別支援教育の視点

を取り入れることができ、問題行動や不登校等の課題について効果的に対応することができた。

- イ. どの子も安心して学習に取り組むことができる教室環境づくりや、どの子もわかる・できる授業づくりに取り組むことで、不登校児童数が大幅に減少した。
- ウ. 特別支援教育コーディネーターが積極的に外部の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を進めることで、児童の実態把握や支援方法の検討において、心理や福祉の視点を取り入れることができ、支援の幅が広がった。

(5) 再委託を行った3市との連携と成果発信

- ア. 年間2回の事業連携協議会を実施し、それぞれの学校の取組を共有するとともに、学校経営スーパーバイザーからの指導・助言や、府教育庁の生徒指導担当から生徒指導の観点からの指導・助言を基に、多面的に考察する機会を設定することができた。
- イ. 「シンポジウム」を開催し、学校経営スーパーバイザーの基調講演や指定校の管理職・特別支援教育コーディネーターによるパネルディスカッションを通して、「管理職の明確な学校経営ビジョン」や「学校組織として、エビデンスに基づいた取組」等の必要性について、多くの管理職や教員に発信することができた。また、「研究冊子」を作成し、研究指定校での実践事例を紹介するとともに、各校に共通する課題から特別支援教育の視点を踏まえた学校経営を構築していくためのポイントをまとめた。今後、研修会等で本冊子を活用し、広く周知していく。

4. 教育委員会及び指定校における取組概要

【学校種：貝塚市立西小学校】

① 専門家を活用した学校経営計画等の策定

（教育委員会の取組）

管理職のリーダーシップのもと、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営計画が策定できるよう、組織づくりや各担当の役割、連携の仕方について、学校経営スーパーバイザー等の意見も踏まえた上で指導・助言を行った。

通常の学級において、教室環境の整備、授業の構造化、視覚支援の工夫など、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業や支援についての研究を推進している学校情報を収集し、指定校へ情報提供した。

教職員の特別支援教育に関する理解を深め、知識やスキルを身につけるため、市の特別支援教育推進委員会や教育支援委員会、夏季休業中に行う特別支援教育研修会において、学校経営スーパーバイザーや大学教授等の専門家を招聘し、課題のある児童生徒へのアセスメントや具体的な支援方法、基礎的環境整備と合理的配慮について研修する機会を設定した。

また、課題のある児童生徒の将来の自立に向けた支援について、市巡回相談員や市リーディングチーム（通級指導教室担当者や市の巡回教育相談員から構成されている）が校内事例検討会などに参加し、一緒に考えていけるようにした。さらに、家庭児童相談室や子ども家庭センターとのケース会議の実施などで、関係機関も包括した形で、系統的に児童生徒に対する支援を進められるよう体制整備を行うことができた。

さらに、特別支援教育コーディネーターを育成するため、市のリーディングチームが行っている連絡会や学習会への参加を促し、WISCなどの発達検査に関する知識や技能、検査結果を活用した貝塚市内における事例検討会の持ち方、保護者との連携方法について学ぶ機会を設定した。

（指定校の取組）

本事業の学校経営スーパーバイザーには、年間6回の学校訪問の中で、昨年度に引き続き、通常の学級に在籍する発達や愛着に課題のある児童についての「アセスメント」についての助言をいただくとともに、「ユニバーサルデザインを取り入れた授業研究」や「脳認知強化トレーニング」などについても幅広い示唆をいただいた。特に、校内の組織体制構築にあたっては、全ての教職員が参加し、児童一人ひとりの状況を正確に捉え、適切な支援をしていく組織づくりについて助言頂けたことが大変有意義であった。

指定校では、昨年度の組織を基に、今年度は、校内人権特別支援教育部、校内研究部、生徒指導部・保健体育部の四部会の主担者（経験年数5～8年）を中心として、推進委員会を立ち上げ、その委員長として通級指導教室担当教員を据え、副委員長として校内研究部会の副部長を位置付けた。そこに、特別支援教育コーディネーターや管理職を交えたメンバーで、推進委員会をスタートさせ、研究体制の構築を行ってきた。（資料1参照）

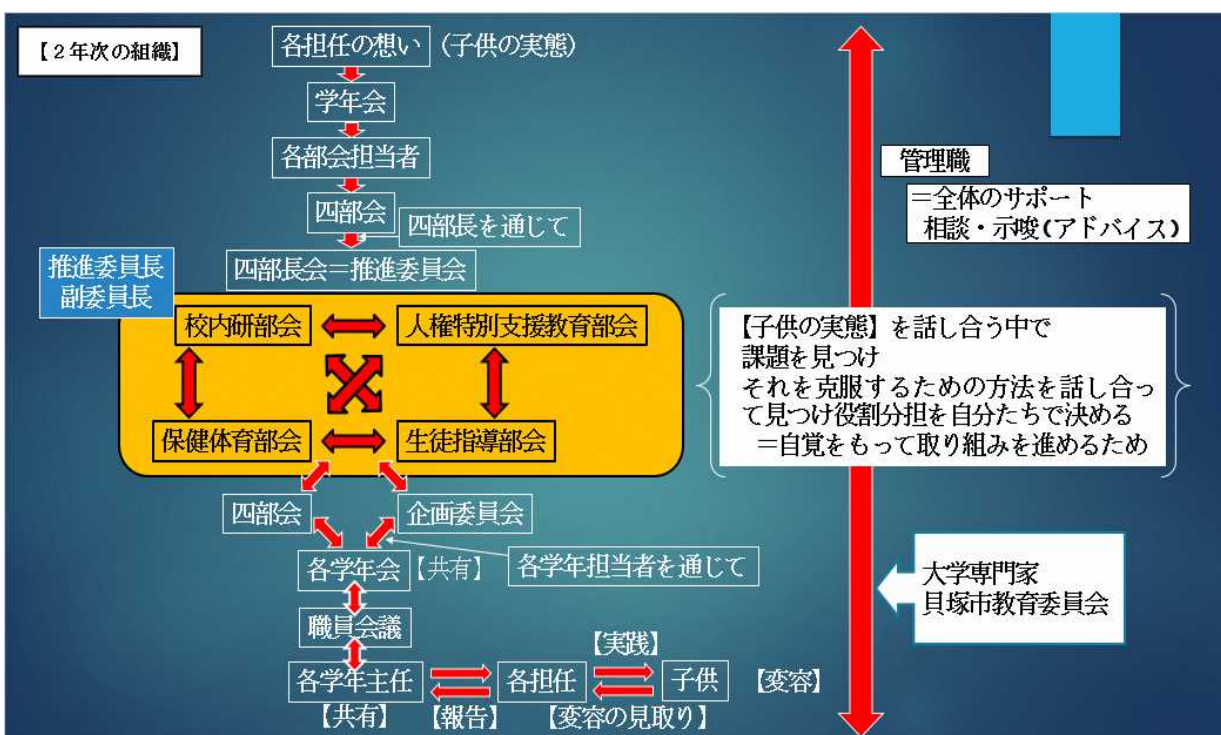
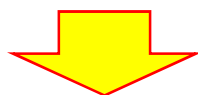
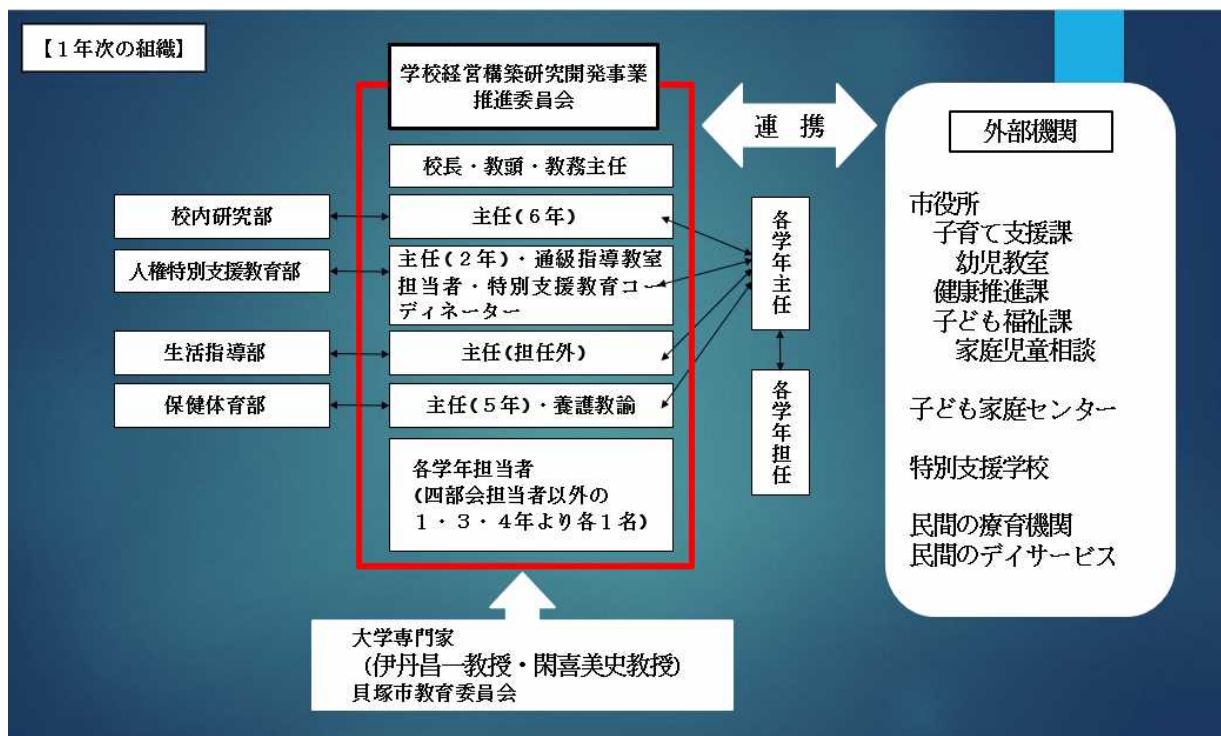
そこから、国語科を中心としたユニバーサルデザインを取り入れた授業研究を全学年で実施した。また、脳認知強化トレーニングについては、通級指導教室担当者がプリントを作成し、全学年で、1回5分で実施した。1学期の実施から課題を把握し、課題に対応したコグトレに取り組んだ。さらに、アセスメントから学習中に姿勢が乱れる児童や身体的不器用さがある児童が明らかになり、認知作業トレーニングを体育の時間に取り入れ、バランス感覚を養うなどの実践を行った。

いじめや不登校のない安心して登校できる学校づくり・集団づくりを実現するため、スクールソーシャルワーカーも招聘し、特に愛着に課題の見られる児童に対して、専門的な見地からの助

言を今年度もいただいた。また、指定校担当のスクールソーシャルワーカーの助言の下、生活指導担当教員と連携しながら、スクリーニングシートの活用についても研究を進めることができた。

貝塚市立西小学校の校内組織づくり

資料 1



（主な成果）

校内において、前年度から研修の重層化をめざした新たな組織づくりを始めた。昨年度末に体制が整い、本年度は、昨年度の体制をベースに取組を進めることができた。四部会の担当者が、自らの部会でできることを主体的に取組み、各部会でも意見交流が盛んになり、自分の意見を活発に発信できる土壌ができた。

さらに、国語科を中心としたユニバーサルデザインを取り入れた授業研究の中で、教員一人ひとりの意識が変わり、より一人ひとりの児童を大切にしたい授業づくりを心がけるようになった。

その授業研究の中で、従来から行っている座席表を用いた個々の児童についての見立てに加え、アセスメントシートも活用した多面的な見立てを基に授業を行うことで、学級集団だけでなく個に応じた指導をすることができた。

脳認知強化トレーニング、認知作業トレーニングについては、学期ごとにアセスメントを行い、内容について検討してきた。継続することで学習中に姿勢が乱れる児童が減り、身体的不器用さも徐々に改善されていった。それが学習での集中力の向上にもつながったと考える。

アセスメントシートについては、何度か更新していく中で、担任による児童の見立ても正確さを増していった。そして同時に、教職員一人ひとりが、子供の実態を正確に把握し、適切な指導や支援を行うことができるようになった。

② 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

（教育委員会の取組）

合理的配慮に関しては、教職員への理解啓発を優先課題として位置付け、市が主催する教育支援委員会や、市内リーディングチームが中心となって実施している「個別的教育支援計画」に関する学習会において、学識経験者を招聘し学習する機会を提供した。指定校からは、特別支援教育コーディネーターだけでなく、通級指導教室担当教員や生徒指導担当教員も参加し、合理的配慮に関する知識や理解を深め、校内における取組に役立てるようにした。合理的配慮のベースとなる基礎的環境整備に関しては、市内の小・中学校で取り組んでいる好事例を紹介するとともに、指定校の児童の実態に応じた整備を進めるよう助言した。

（指定校の取組）

児童一人ひとりへの合理的配慮の提供については、保護者からの申し出を受け、校内委員会において検討した上で保護者との合意形成を行い、個別的教育支援計画に明記した。その合理的配慮を校内委員会で検討し、個人に対する合理的配慮が他の児童にとっても有効な場合は、基礎的環境整備として、学級や学年、学校全体の取組として共有化していった。

合理的配慮として児童のアセスメント結果から、声をかける場面や声のかけ方を、個に応じて対応した。また、どの教科でもヒントカードを用意し、机間指導の際に児童の様子をみて提示した。

基礎的環境整備の取組として、授業での発問について、端的で短く、わかりやすい発問を考え、実践してきた。また、教室環境の整備として、必要に応じて黒板周りの掲示を隠すことで、黒板のみに集中できる環境を整えることができた。そのための工夫として、黒板横の掲示板をカーテンで被えるようにしたり、不必要なものを掲示しないようにしたりと、教室環境を整えた。その他、板書の工夫として、ポイントが一目でわかるような視覚支援を取り入れた板書を心がけるとともに、チョークの色を全クラス共通で使い分けることで、全ての児童が大切なことを意識しやすくした。

特性に応じた様々な合理的配慮を、個別の指導計画に記入してファイリングし、教職員がいつ

でも見るができるように保管した。

（主な成果）

年間6回、国語科において、ユニバーサルデザインを取り入れた研究授業を行った。その中で、どのような観点で支援すれば全員がわかる授業になるかを意識できるようになった。また、合理的配慮についてもアセスメントの結果を基に、どのような場面でどのように声をかけるのか、ヒントカードをどう提示するのかについて、全員がわかる授業になるかを意識することができるようになった。

基礎的環境整備については、改良の余地はあるものの、何のためにその環境整備をしているのかを理解した上で行うことができるようになり、確実に成果は上がってきた。

環境が整ってきた上で、個別に配慮が必要な児童に対してのアセスメントを校内委員会で共有し、対応について検討することができた。

③ 発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

（教育委員会の取組）

スクールソーシャルワーカーを年間8回招聘し、特に愛着に課題が見られる児童を中心に、生育歴や現在の生活環境、当該児童の出欠状況等について情報共有し、生徒指導の側面から支援の手立てについて指導・助言をいただいた。

児童のアセスメントについては、今までの手法に加えて、スクリーニングシートを基にしたアセスメントシートを取り入れる等、より多角的・多面的な見立てを行った。そして、生徒指導担当教員と連携し、アセスメントの結果を基に支援方法について検討し、組織的に対応するよう指導・助言を行った。

（指定校の取組）

生徒指導面では、昨年度同様、指定校にも問題行動を繰り返す児童が数名いる現状はある。そこで、スクリーニングシートを基にしたアセスメントシートを各担任が記入し、それをもとに一人ひとりの見立てやクラス全体の傾向を読み取るための参考にした。

毎学期、全ての学年で行っている校内事例検討会において、具体的な方策まで含めて話し合うことができ、それを実践し、次の学期に検証するといった一連の流れを作っていた。

そして、普段からアセスメントの結果を基に教職員一人ひとりが児童の困難さや課題を捉えていくことを通して、アセスメントの有効性を意識できるようにした。そこから、生徒指導面では、普段から丁寧に聞き取りをし、その事実即して指導し、本人に反省を促すことで、今後気を付けるべき点に気付かせる等、段階的な指導の有用性を再確認し、よりきめ細やかに子供に寄り添った指導へとつなげていった。

（主な成果）

アセスメントシートから一人ひとりの見立てやクラス全体の傾向を読み取り、教職員同士の意見交流や確認を通して、すべての教職員が同じ尺度や感覚をもって、見立てができるようになってきた。そこから校内事例検討会で具体的な手立てにつなげていった。早めの対応や起こり得る可能性を意識することで、問題が起きてからではなく、未然防止のための指導や普段からの細やかな声かけ等は、生徒指導担当教員だけではなく、教職員全体に共有された。

問題行動の中でもいじめの件数については、平成28年度は3件、平成29年度は3件、平成30年度は7件と増加している。これは、教職員一人ひとりが児童をよく見ていくことで、早期に発見することができたからだと考えられる。アセスメントを通じ基準となる見立てをチームとして

共有しているため、児童の変化に気付きやすくなった。そこからアセスメントを基にした指導を行うことで、その後のいじめ行為については改善された。早期発見につながったことが成果と考える。

④ 特別支援教育コーディネーターの負担軽減のための体制の在り方

- ・ 指名している人数

6名 ※特別支援学級担任がすべて特別支援教育コーディネーターとして指名されており、学年担当を決めて、各学年に深く関わっている。

- ・ 指名している者ごとの具体的な職務内容（校長、教頭等管理職との役割分担）

校内委員会（事例検討会）の実施

校内における他の分掌や外部機関との連絡調整

教育相談の窓口

個別の教育支援計画・指導計画の作成・管理に関すること

特別支援教育に係る研修の企画・運営

特別支援教育に係る啓発に関すること

- ・ 軽減している職務内容

チームとして6人で分担しているため、一人ひとりの負担は軽減されている。

- ・ 職務に従事している時間数

従事している役割が多岐にわたっているが、6人で分担しているため、個々の具体的な時間数は算出できない。

- ・ 人選方法や必要な資質

特別支援教育に関する専門的な知識や技能を有している。

連携の要としての役割を果たすことができるコミュニケーション能力を有している。

カウンセリングマインドを有している。

ファシリテーション能力を有している。

- ・ 通常の役職、任期

特別支援学級担任、任期は特になし

- ・ 特別支援教育コーディネーター育成のための教育委員会としての取組

特別支援教育コーディネーターを対象とした「特別支援教育推進委員会」を年間3回実施している。事前に、特別支援教育コーディネーターとしての個人の目標や活動計画をレポートにまとめ、全体場で共有し、各校におけるコーディネーターとしての実践を報告し合い、専門家から指導・助言をいただくなどの取組を推進し、校内における特別支援教育の担い手としての自覚の醸成を図っている。

また、市内リーディングチームが中心となって行う「WISC-IV学習会」にも参加を促すことによって、専門的な知識や技能の習得が図れるよう取組を進めている。

加えて、泉南地区や府が主催している特別支援教育に係る研修会にも積極的に参加するよう呼びかけている。

【学校種：柏原市立国分小学校】

① 専門家を活用した学校経営計画等の策定

（教育委員会の取組）

本市では、年度当初に各学校から学校経営計画書の提出を求めている。特に特別支援教育にかかわる部分については、特別支援教育の視点を持ち学校経営にあたるように、別に提出を求めている。それをもとに、市の特別支援教育リーディングスタッフとともに研修会や特別支援教育教育課程説明会等で管理職と特別支援教育担当者に対して助言を行っている。

平成 30 年度は、市内の全校園長に対して、本事業で学校経営スーパーバイザーから受けたアドバイスを踏まえながら本事業の研究報告を行った。その際、成果をまとめた冊子を配布した。

（指定校の取組）

以下が「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業」運営協議会の実施日程と内容である。指定校の学校経営スーパーバイザーである梅花女子大学 伊丹 昌一教授や運営協議会メンバーから学校長の示した教育方針とその効果的な運営について助言を受け、必要に応じて取組の見直しを行った。

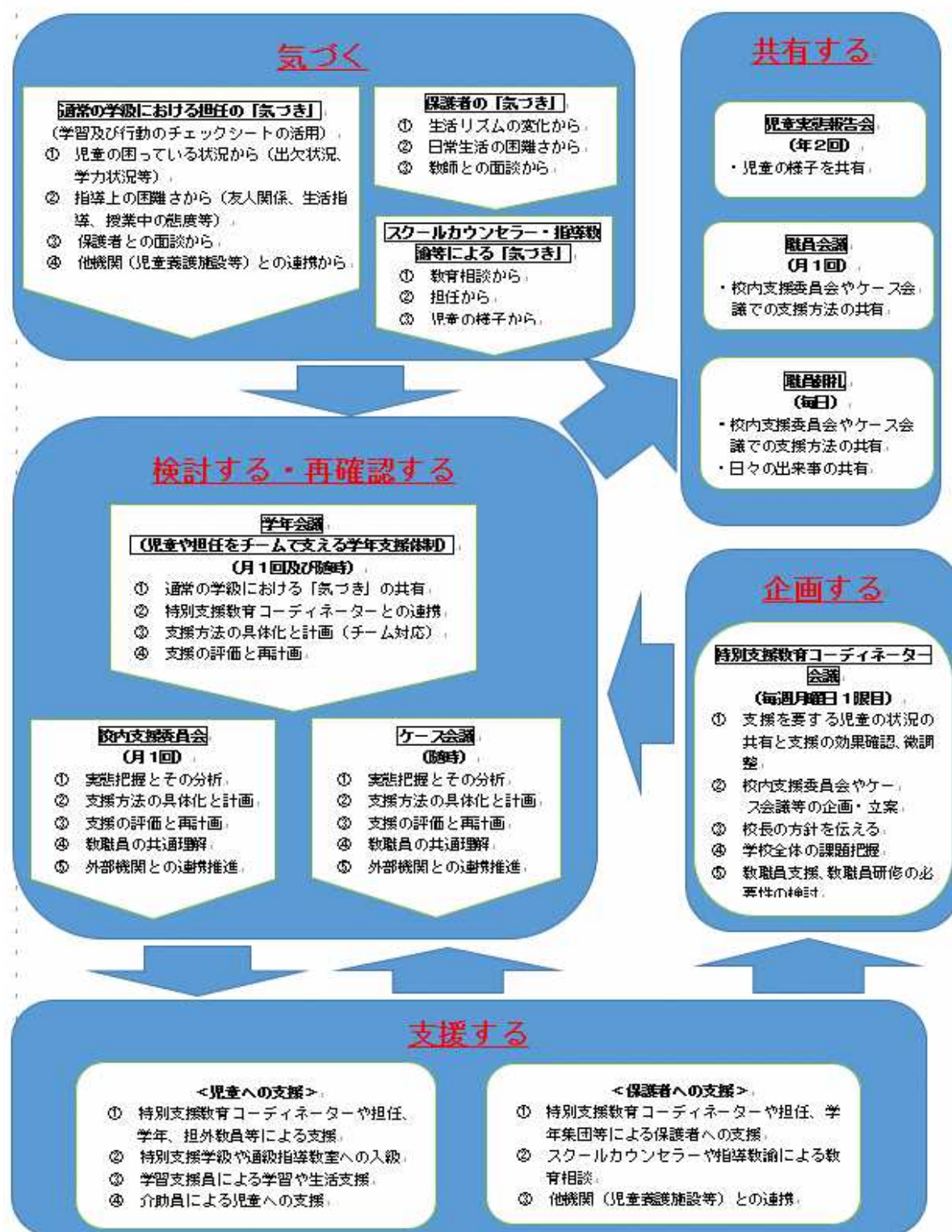
日程	内容
H30. 5. 22	第 1 回 運営協議会 全学級授業参観、校内支援体制構築への助言
H30. 9. 5	第 2 回 運営協議会 1 年生授業参観、教職員の専門性向上のための助言
H30. 11. 12	第 3 回 運営協議会 4 年生授業参観、外部機関との連携についての助言
H31. 1. 10	第 4 回 運営協議会 1 年生授業参観、2 年間の総括

年度当初、校長が本事業の趣旨も踏まえ、学校経営計画を策定した。従来、明記されていなかったユニバーサルデザインを取り入れた授業や指導の工夫、児童理解や児童養護施設との連携について新たに記載した。そして、指定校の児童の現状とそれに対する学校体制を一覧表にまとめ、教頭や首席、指導教諭、特別支援教育コーディネーターに示した。

また、学校の校内体制を整理し、校内支援体制図として「見える化」して教職員に示した。（資料 2）平成 30 年度は、2 名の特別支援教育コーディネーターの連携がうまくいくように、特別支援教育コーディネーター会議（毎週月曜日 1 限目実施）を追加した。学年会、校内支援委員会、ケース会議、特別支援教育コーディネーター会議等それぞれの会議の目的を明確にしたり、担任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、首席、指導教諭等、それぞれの立場と職務を明確に示した。

国分小学校 校内支援体制

資料 2



(主な成果)

この「見える化」によって、「気づき」から「支援方法の検討・見直し」「支援の実施」の流れが円滑に行われるようになった。経験年数の浅い教員や若い教員が見通しを持って対応できるため、対応方法がわからず一人で抱え込んでしまうというケースがなくなった。

さらに、会議の目的が明確であるため、会議時間の短縮につながった。この会議時間の短縮は、多くの子供の個々のケースに対応し、継続的な取組を実施する上で非常に重要であった。

② 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

（教育委員会の取組）

障害者差別解消法施行にあたり、周知のためのリーフレットを作成した。また、管理職及び各学校園の特別支援教育コーディネーターに対して、法の趣旨や合理的配慮の提供に係る流れ等を指導主事より説明する機会を設けた。各校園の教職員へは、説明会に参加した特別支援教育コーディネーターより伝達講習を行った。

例年6月頃より、本市小学校に就学予定の幼児が在籍するすべての就学前施設や療育施設等へ指導主事が聞き取りを行っている。また、就学相談を行い、保護者の希望に応じて、小学校の特別支援学級・通級指導教室や特別支援学校への見学に同行している。就学前の支援内容や保護者の思いを確実に就学先に引き継ぐようにしている。

平成30年度は、特別支援教育の視点を踏まえて通常の学級の授業づくりや集団づくりを行うことができる教員を育成するために、本事業での研究授業や研修を初任者研修や10年経験者研修の中に位置付けた。

（指定校の取組）

教職員の特別支援教育に対する専門性の向上のため以下の研究授業や校内研修を行った。また、校外の研修へ参加した教員は伝達講習を行った。

日程	内容
H30. 6. 8	研究授業・研究協議 特別支援学級（自閉症・情緒障害）自立活動 討議の柱：みんなが参加できるための手立てについて 指導・助言：梅花女子大学 閑喜美史 教授 内容：自立活動とは、学習指導要領総則について
H30. 8. 7	特別支援教育研修 講師：梅花女子大学 伊丹昌一 教授
H30. 9. 21	家庭児童相談所の役割と学校の連携 講師：柏原市 子ども政策課 家庭児童相談所 向出 智子 氏
H30. 9. 21	研究授業・研究協議 1年1組 国語 討議の柱：みんなが参加できる授業づくりについて 指導・助言：梅花女子大学 閑喜美史 教授 内容：読み書きに困難のある子どもの指導について
H30. 11. 16	研究授業・研究協議 3年1組 社会 討議の柱：どの子も資料の読みとりができるようにするための支援の方法について 指導・助言：梅花女子大学 閑喜美史 教授 内容：資料の読みとりの難しい子供への対応の工夫 集団における子供の困り感への気づき
H30. 1. 22	研究授業・研究協議 5年3組 国語 討議の柱：みんながわかる物語の授業づくりについて 指導・助言：梅花女子大学 二瓶 弘行 教授

校外の研修については、参加した教員が伝達講習を行った。研修等で学んだことをいかしてユニバーサルデザインの授業づくりに取り組んだ。環境づくりとしては、黒板周りに掲示をしないことや収納方法を統一すること等を行った。指導方法を統一するためにユニバーサルデザイン

ッズ（マークやカード）を作成し、全学級で使用している。教科研究部と特別支援教育部が連携して板書計画や発問、活動内容、ノート作りを研究した。

また、指定校での勤務年数や経験年数にかかわらず一定の基準で子供の困り感を把握するために、「学習及び行動のチェックシート」を作成した。作成当初は通常の学級での活用に課題があったが、学年会という使用場面を設定することで活用が促進された。

認知機能や認知作業を高めるトレーニング（コグトレ）を梅花女子大学の閑喜教授から学んだ。児童が実施したコグトレシートを閑喜教授に分析していただき、具体的な支援方法を考えることができた。

（主な成果）

チェックシートというツールを使うことで子供の支援方法を焦点化して考えることができた。また複数の子供たちのチェックシートを分析していると「愛着に課題を抱えた児童が多い」という指定校の傾向も浮かび上がってきた。そこで学校経営スーパーバイザーである伊丹教授に校内研修として「愛着に課題を抱えた児童への支援」と題して講演をしていただいた。

教科研究部と特別支援教育部が連携し、2年間を通じてユニバーサルデザインの授業づくりについて研究した結果、教職員に特別支援教育の視点を踏まえた授業づくりの観点が育ってきた。

教職員アンケート

「子どもの努力や取組の状況をほめる場面を多く作っている」

初回 91%→最終 100%

「ユニバーサルデザインの観点を意識した授業を行っている」

初回 81%→最終 90%

③ 発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

（教育委員会の取組）

「ともに学び、ともに育つ」教育の実践を進めることで、違いを認め合える幼児児童生徒の育成に努めている。

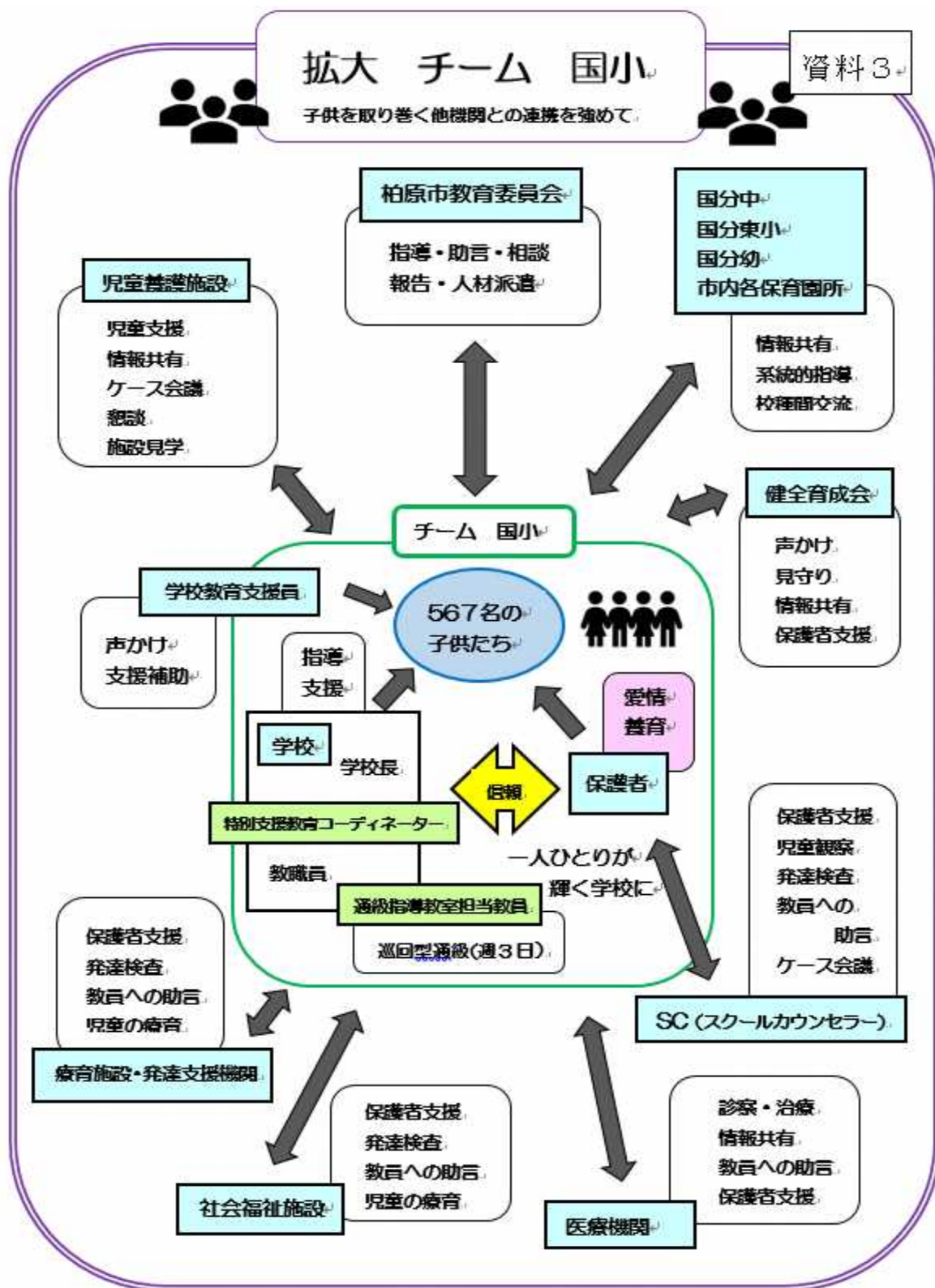
生徒指導担当者と特別支援教育担当者が一緒に研修を受ける機会を作ることで、生徒指導と特別支援教育担当者の連携の必要性を啓発している。市としては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、福祉部局、市適応指導教室と学校との調整、連携の促進に努めている。

（指定校の取組）

指定校では、人権教育における重点目標である「一人ひとりが生き生きと活動し、互いに認め合う集団をめざす。」を実現するために、障害理解教育においては、各学年系統的に発達段階に応じた取組を行っている。いじめ対策委員会を学期に一回と、必要に応じて臨時で開きいじめの把握と対応について取り組めるようにした。

特別支援教育コーディネーター（生徒指導主任）に校内外での問題行動や不登校児童の情報が集まるようにしている。気になる児童については、特別支援教育コーディネーター会議の中で継続して見守りを強化したり、ケース会議につなげたりした。

不登校や虐待の疑いのある児童については、長期休業前に休業中の対応を検討・実施し、組織的な取組を行った。学校内だけでなく、子供たち一人ひとりの教育的ニーズにきめ細やかに対応するためにスクールカウンセラー、医療機関、家庭児童相談室、児童養護施設等の他機関と連携した。（資料3）



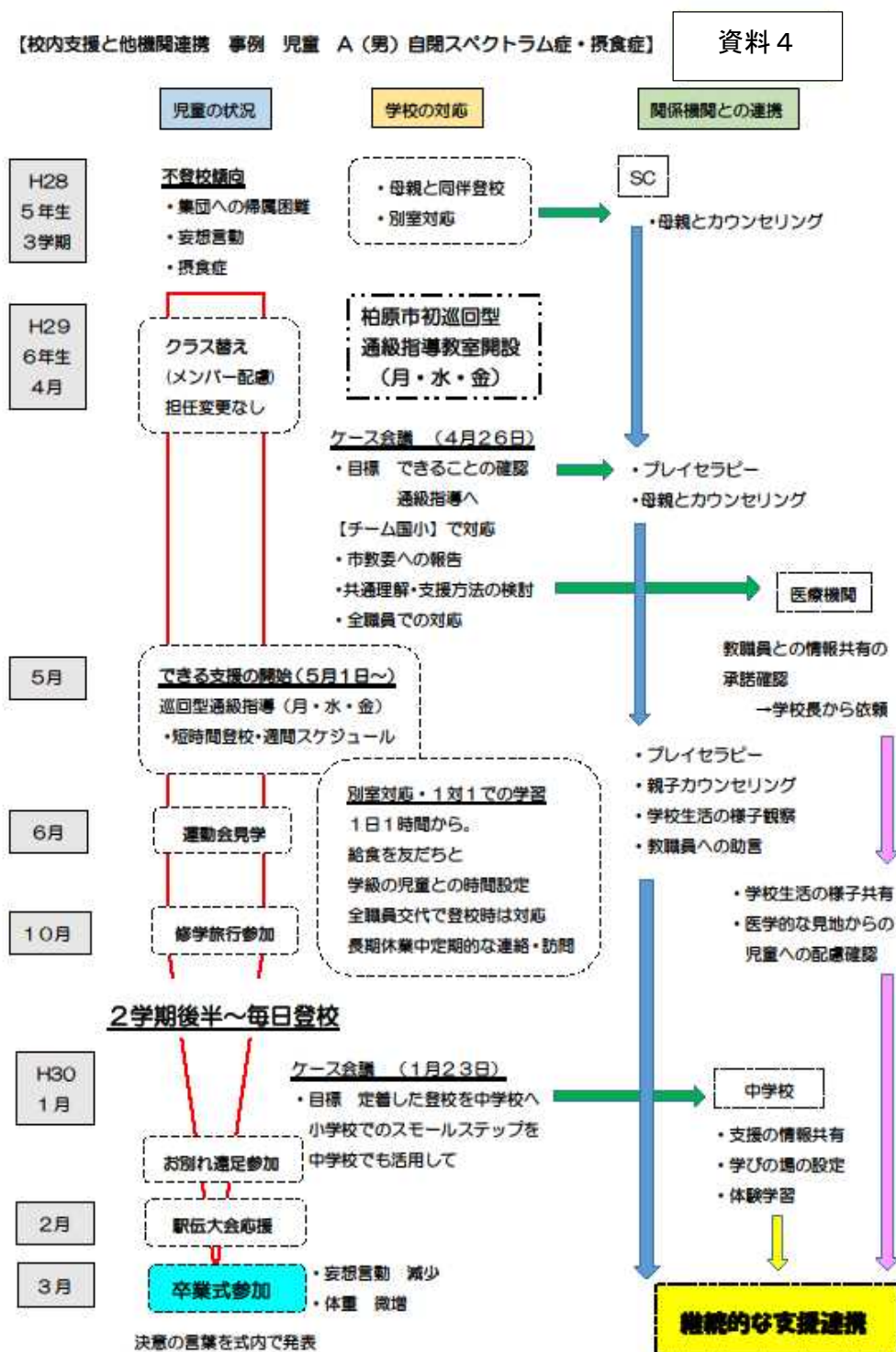
(主な成果)

関係機関と連携することによって合理的配慮を提供することができ不登校傾向が改善された事例を挙げる。

【児童A】

自閉スペクトラム症からくる摂食症で不登校傾向であった。通級による指導開始後、医療と連

携することによって教員の摂食症へ理解が深まり、不登校傾向が改善された。(資料4参照)



④ 特別支援教育コーディネーターの負担軽減のための体制の在り方

- ・ 指名している人数

2 名

- ・ 指名している者ごとの具体的な職務内容（校長、教頭等管理職との役割分担）

特別支援学級担任 1 名…校内委員会の主担当。人権教育部長。

支援が必要な児童の把握及び支援方法の提案。

学級担任等への助言。教育相談、他機関との連携窓口。

支援を必要とする児童に関するケース会議を進める。

管理職や首席、指導教諭（通級指導教室担当）との連携。

生徒指導主任 1 名…問題行動への指導及び不登校対応の主担当。生活指導部長。

問題行動があった場合に担任とともに指導。別室対応。

不登校の児童、保護者への関わり。家庭への訪問。

学級担任等への助言。生活指導に関する中学校との連携窓口。

不登校児童に関するケース会議を進める。

管理職や首席、指導教諭（通級指導教室担当）との連携。

（生徒指導 小中加配教員）

- ・ 軽減している職務内容

両担当に対する職務軽減は特に行っていない。

- ・ 特別支援教育コーディネーターとして職務に従事している時間数（月平均）

特別支援学級担任…月平均 30 時間従事。

生徒指導主任…月平均 40 時間従事。

- ・ 特別支援教育コーディネーターの人選方法や必要な資質

特別支援教育コーディネーターの人選にあたっては、管理職及び首席（主幹教諭）で協議し、校長が指名している。教諭で 10 年以上の経験のある教員が望ましいとしている。特別支援教育に対する専門的な知識と技能をもち、向上心、行動力、コミュニケーション力の高さを必要な資質と考えている。

- ・ 特別支援教育コーディネーターの学校における通常の役職、任期

通常の役職…特別支援学級担任、生徒指導主任

任期…任期は 1 年とし、年度末に担当の見直しを行う。

- ・ 特別支援教育コーディネーター育成のための教育委員会としての取組

年に 3 回以上、市内外の研修を受ける機会を設けている。

【学校種：富田林市立富田林小学校】

① 専門家を活用した学校経営計画等の策定

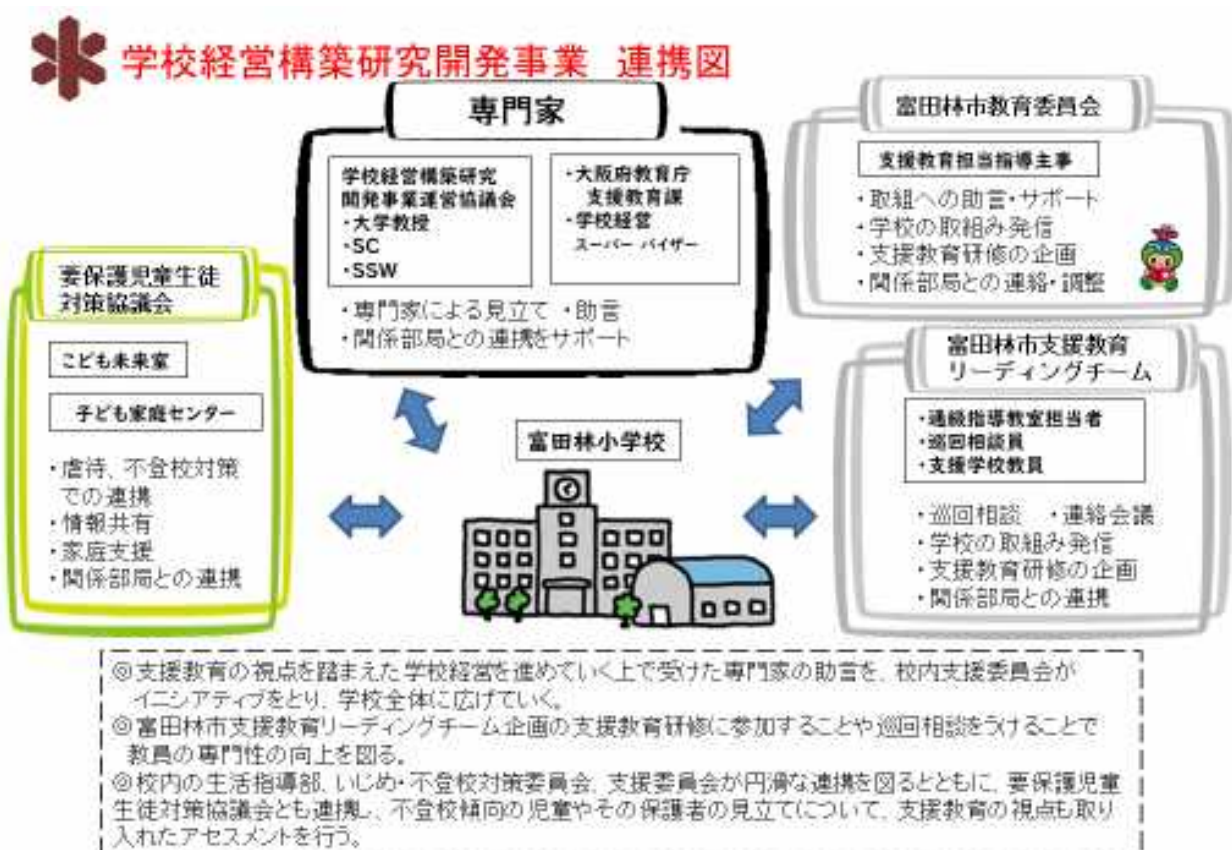
（教育委員会の取組）

全ての運営協議会に担当指導主事も参加した。学校経営スーパーバイザーの助言に対して、学校が明確な方向性をもてるよう助言をしたり、研修会の提案を行った。

（指定校の取組）

平成 29 年度に引き続き、大阪大谷大学 小田 浩伸教授を学校経営スーパーバイザーとして招聘し、指定校の実態把握を行っていただくとともに、校内支援委員会の運営やそのあり方の検討を行い、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営計画の策定に取り組んだ。

また全学年で校内研究授業を実施し、指導案の段階から学校経営スーパーバイザーの指導を受けて取組を進めた。研究授業を繰り返すことで、どの子もわかる授業づくり、安心して学習に取り組むことができる教室環境づくりに向けて教職員が意識すべき視点が明確になるとともに、特別支援教育の視点を取り入れた学校経営計画の策定につながった。



学校経営構築研究開発事業 1年間の取組み		
		富田林市立富田林小学校
日時	実施内容	
平成30年6月5日(火)	第1回運営協議会	全校を巡回して、子どもたちの実態把握 〈外部参加者・・・小田SV、福井SSW、富田林市教委〉
平成30年6月19日(火)	府SV派遣(1回目)	校内研究授業(5年生)及び研究討議 〈外部参加者・・・小田SV、大阪府教委、富田林市教委〉
平成30年7月6日(金)	第2回運営協議会	校内研究授業(3年生)及び研究討議 〈外部参加者・・・小田SV、富田林市教委〉
平成30年8月27日(月)	校内支援研修 〈府SV派遣(2回目)〉	講師(小田スーパーバイザー)を招へいした校内研修会 〈外部参加者・・・小田SV、富田林市教委〉
平成30年9月25日(火)	府SV派遣(3回目)	校内研究授業(1年生)及び研究討議 〈外部参加者・・・小田SV、大阪府教委、富田林市教委〉
平成30年10月15日(月)	府SV派遣(4回目)	校内研究授業(2、4、6年生)及び研究討議 〈外部参加者・・・小田SV、大阪府教委、富田林市教委〉
平成30年11月27日(火)	第2回運営協議会 兼研究発表会	校内研究授業(2、4、6年生) 成果報告会 講師(小田スーパーバイザー)を招へいした全体講演会 〈外部参加者・・・小田SV、福井SSW、大阪府教委、富田林市教委〉
平成31年1月21日(月)	府SV派遣(5回目)	教室巡回(全学年)及び2年間を振り返って 〈外部参加者・・・小田SV、福井SSW、大阪府教委、富田林市教委〉
平成31年2月25日(月)	第3回運営協議会	教室巡回(全学年)及び学校経営計画について 〈外部参加者・・・小田SV、福井SSW、橋詰SC、富田林市教委〉

(主な成果)

学校経営スーパーバイザーの助言の下、児童と教職員の意識をすり合わせ、児童にとって学校が安心して学習に取り組める環境になるとともに、どの子もわかる授業づくりができるよう、協議をすすめてきた。「富小スタンダード」やチェックリストの作成、ビジョントレーニングの全校実施など、特別支援教育の視点を取り入れた校内体制を構築するとともに、学校経営計画にも特別支援教育の視点を取り入れることができた。

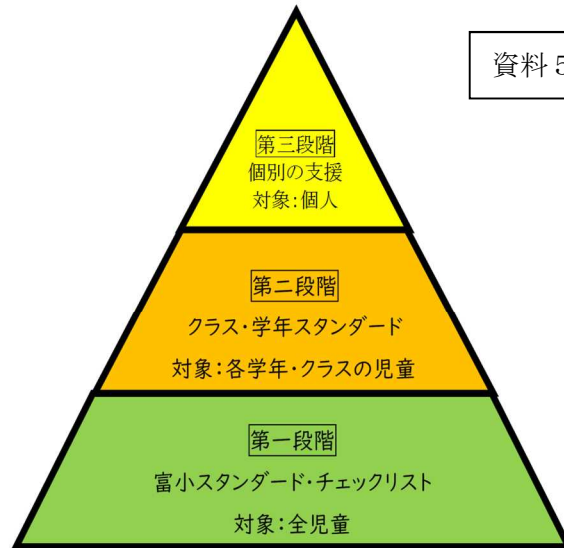
② 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

(教育委員会の取組)

運営協議会のメンバーで実施する全ての授業参観及び全ての研究授業に担当指導主事も参加した。児童に対する専門家の見立てを指定校教職員と共有し、授業の構成や教室環境づくりについて論議する中で、今後の体制整備の在り方について助言を行った。

(指定校の取組)

学校経営スーパーバイザーの助言の基、作成した「富小スタンダード」を充実させることで、どの子も授業に参加しやすく、そして授業が理解しやすくなるようにと心がけて取組を進めた。また、学級アセスメントシートを活用し、各学年・各クラスの児童の特性に合わせ、学年クラス毎のスタンダードも作成した。このように、すぐに個別の支援・配慮を進めるのではなく、基礎的環境整備にあたる部分を充実させることで、安心できる学習環境の実現をめざすという「支援体制の三段構造」(資料5参照)を意識して取組を進めた。



【富田林小学校 支援体制の三段構造のイメージ図】

学校経営構築研究開発事業運営協議会 メンバー		
		富田林市立富田林小学校
学校経営 スーパーバイザー	小田 浩伸	大阪大谷大学 教授
SSW	福井 弥生	富田林市チーフスクールソーシャルワーカー
SC	橋詰 知子	大阪府公立学校スクールカウンセラー
富田林小学校	塩野 義和	校長
	藤岡 章寿	教頭
	長濱 啓二	首席(生徒指導主担)
	松本 竜彦	支援教育コーディネーター(通級指導教室担当)
	米澤 佐和	支援教育コーディネーター(支援学級担任)
	藤沢 綾乃	支援教育コーディネーター(支援学級担任)
	安井 啓子	支援教育コーディネーター(通常学級担任)
	濱田 香里	支援教育コーディネーター(通常学級担任)
	小田中 里佳	養護教諭
富田林市教育委員会	志野 善崇	主幹
	車谷 訓史	主幹

(主な成果)

年間を通し、全ての学年で研究授業を行ったことで、「富小スタンダード」だけではなく、それぞれの「クラス・学年スタンダード」や、「個別の支援」を必要とする児童への手立て等について全教職員で協議することができ、学校全体として特別支援教育の観点を踏まえた学級集団づくりやどの子もわかる授業の構成を浸透させることができた。

また、「わかる」授業づくりに関する教職員の自己評価シートや富小スタンダード・チェックリストを活用し、進捗状況を「見える化」することで、教職員自身の意識の高揚につながり、特別支援教育の視点を取り入れた校内体制が整備された。

③ 発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

（教育委員会の取組）

全ての運営協議会に担当指導主事も参加した。運営協議会のメンバーでもある本市チーフスクールソーシャルワーカーや大阪府公立学校スクールカウンセラーと共に指定校の実態把握を行い、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対して助言を行った。また、要保護児童対策地域協議会による支援対象の児童について関係部局のこども未来室等とも情報共有する中で、特別支援教育の視点も取り入れながら指定校と取組を進めた。

（指定校の取組）

運営協議会のメンバーでもある、本市チーフスクールソーシャルワーカーや大阪府公立学校スクールカウンセラーから助言をいただくとともに、平成 28 年度からの欠席状況の変容について、個々の児童の学校での様子や家庭訪問時の状況も含めて共有した。

さらに、生活指導部、いじめ・不登校対策委員会、特別支援教育校内委員会の円滑な連携、不登校傾向児童やその保護者の見立てにおいて、特別支援教育の視点も取り入れたアセスメントの実施等にも取り組んだ。

（主な成果）

不登校傾向児童やその保護者の見立てにおいては、これまで以上に特別支援教育の視点も取り入れたアセスメントを実施し、生活指導部、いじめ・不登校対策委員会、特別支援教育校内委員会が連携して分析を行い、今後の対策を立てることができた。また、欠席状況の推移から、本事業の取組が児童にとって安心して学習に取り組める環境づくりや学校に対する肯定的評価につながっていることが確認できた。（資料 6 参照）

【参考資料】 平成30年度いじめ・不登校対策委員会で活用した資料（一部略）より

①赤は年間30日以上欠席、黄は月5日以上欠席又は累積10日以上30日未満の欠席

②4月から月5日以上欠席があった児童（出停は除く）と、昨年度10日以上欠席だった児童

	児童名	学年	28年度 欠席 合計	29年度 欠席 合計	4月	5月	6月	7月	9月	今年度 欠席 合計
1	A	3年	21	117	7	8	7	3	3	28
2	B	6年	4	63	0	0	2	3	8	13
3	C	4年	37	59	5	7	3	3	3	21
4	D	2年	*	30	2	7	5	1	1	16
5	E	3年	21	24	0	0	2	1	0	3
6	F	4年	43	19	0	2	1	1	1	5
7	G	3年	1	17	0	1	1	1	0	3
8	H	2年	*	14	0	1	1	2	0	4
9	I	4年	0	13	1	1	0	0	0	2
10	J	6年	19	12	0	2	1	2	3	8
11	K	4年	5	12	0	0	0	0	1	1
12	L	6年	12	11	0	2	0	1	2	5
13	M	2年	*	11	0	0	0	0	0	0
14	N	4年	5	11	1	0	0	0	0	1
15	O	5年	9	10	0	1	0	2	1	4
16	P	6年	5	10	0	1	1	0	1	3
17	Q	5年	12	5	2	7	7	3	3	22
18	R	3年	6	0	0	0	1	2	6	9

④ 特別支援教育コーディネーターの負担軽減のための体制の在り方

・指名している人数

5人

・指名している者ごとの具体的な職務内容（校長、教頭等管理職との役割分担）

校内支援委員会における企画・運営・提案・調整をする役割

・軽減している職務内容

特になし

・特別支援教育コーディネーターとして職務に従事している時間数（月平均）

時間換算できない

・特別支援教育コーディネーターの人選方法や必要な資質

特別支援教育はもとより、学校教育全般にわたって広い視野をもち、かつ行動力・指導力のあるものから選出している。

・特別支援教育コーディネーターの学校における通常の役職、任期

通級指導教室担当（1名）特別支援学級担任（2名）通常の学級担任（2名）

それぞれ任期は1年（再任もありうる）

・特別支援教育コーディネーター育成のための教育委員会としての取組

年間3回の連絡会議を企画している。その中で、国や府の特別支援教育の動向についての情報提供や個別の教育支援計画の作成や活用についての伝達、各学校が連携している関係機関の

共有、校区内の幼小・中学校間の引継ぎについての連絡調整等を行っている。また、特別支援教育研修を年間４回～５回企画し、専門性の向上を図っている。

５．今後の課題と対応

本事業を通して、管理職のリーダーシップの下、全教職員が特別支援教育の認識をもって学級経営や教科教育等を行い、その認識を踏まえて学校経営に参画するような組織づくりが効果的であることが分かった。また、アセスメントツール等、具体的な成果指標に基づきその効果検証を行う取組も進んだ。しかしながら、児童生徒が抱える課題は非常に多様であり、教職員一人ひとりの対応力向上に加え、特別支援教育の視点を踏まえた組織的な対応をより一層進めていくことが必要である。一方で、管理職をはじめとする教職員の世代交代が進んでおり、本事業で得たエッセンスを形骸化することなく、どのように次世代に引き継いでいくのかということが大きな課題である。

府教育庁としては、各指定校での研究により明らかとなった「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営を構築するためのポイント」を取りまとめた研究冊子を各小・中学校へ配布するとともに、研修等で活用することを通じて、市町村教育委員会に積極的に働きかけを行い、全ての子供の学びの場の充実を図っていく。

6. 指定校について

(貝塚市立西小学校)

指定校名：貝塚市立西小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	118	4	133	4	129	4	153	4	150	4	153	4
特別支援学級	6		4		6		7		2		11	
通級による指導 (対象者数)	2		5		3		0		3		9	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	1	31	2	1	9	2	0	1	0	49

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：6名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：発達障害

(柏原市立国分小学校)

指定校名：												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	101	3	83	3	88	3	96	3	92	3	82	3
特別支援学級	2		3		6		7		5		1	
通級による指導 (対象者数)	0		1		2		1		1		0	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	1	22	1	0	6	1	0	0	0	33

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：2名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的（1）、病弱（1）、自閉情緒（2）

※通級による指導の対象としている障害種：発達障害

(富田市立富田林小学校)

指定校名：												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	40	2	58	2	48	2	41	2	43	2	44	2
特別支援学級	5		5		5		10		6		2	
通級による指導 (対象者数)	2		4		6		5		2		6	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	1	19	1	0	3	1	6	0	1	34

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：5人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害1、肢体不自由1、
自閉症・情緒障害3 計5学級

※通級による指導の対象としている障害種：発達障害1 計1学級

7. 問い合わせ先

組織名：大阪府教育庁

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| (1) 担当部署 | 教育振興室支援教育課 |
| (2) 所在地 | 大阪府大阪市中心区大手前2丁目 |
| (3) 電話番号 | 06-6941-0351 |
| (4) FAX 番号 | 06-6944-6888 |
| (5) メールアドレス | YamanoTe@mbox.pref.osaka.lg.jp |